

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する修正案

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち第二編第三章のうち第三節を第五節とし、第二節を第四節とし、第一節の二を第二節とし、同節の次に一節を加える改正規定のうち第三百十六条の三十八第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「超えるとき」の下に「又は第二項に規定する意見にわたるとき」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定による陳述は、具体的な刑の量定についての意見にわたってはならない。

附則第一条に次の一号を加える。

四 附則第三条第二項第一号並びに第二号イ及びロ以外の部分括弧書の規定 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

附則第三条第一項中「第二編第三章第三節の規定」の下に「（次項において「被害者参加関係規定」という。）」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、被害者参加関係規定は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の日以後の日であつてこの法律の公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、次に掲げる事件（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の日がこの法律の施行の日以前となる場合には、第一号に掲げる事件。この項後段において同じ。）に係る刑事被告事件については、適用しない。当該政令で定める日以前に公訴が提起された次に掲げる事件に係る刑事被告事件であつて当該政令で定める日後に係属しているもの及び当該政令で定める日以前に判決が確定した次に掲げる事件に係る刑事被告事件であつて当該政令で定める日後に再審開始の決定が確定したものについても、同様とする。

一 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第二条第一項の合議体で取り扱っている事件

二 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の日前に公訴が提起された次に掲げる事件（同法の施行の日以後に公訴が提起された次に掲げる事件の弁論とその弁論が併合されているものを除く。）

イ 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮こくに当たる罪に係る事件

ロ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二十六条第二項第二号に掲げる事件であつて、故意の

犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの（イに該当するものを除く。）

三 前号に掲げる事件の弁論とその弁論が併合されている事件（同号に該当するものを除く。）
附則第六条に次の改正規定を加える。

第七十七条第四項中「第四項」を「第五項」に改める。